

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
電気機械器具	品質に関し表示すべき事項	電気機械器具	品質に関し表示すべき事項
テレビジョン受信機	<p>一 「略」</p> <p>二 区分名（産業用のもの、テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）による国内基幹放送（同法第十五条に規定する国内基幹放送をいう。）を受信することができないもの、映像を表示する装置であつて直視型でないもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの、ワイヤレス方式のもの及び電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するものを除く液晶テレビ及び有機ELテレビに限る。三において同じ。）</p> <p>三・四 「略」</p>	テレビジョン受信機	<p>一 「同上」</p> <p>二 区分名（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。三において同じ。）</p> <p>三・四 「同上」</p>
「略」		「同上」	

別表第二(第二条関係)

二 テレビジョン受信機

(一) 年間消費電力量

年間消費電力量の表示に際しては、別記イからトまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、節電機能による低減消費電力、動作及び録画時消費電力、録画時消費電力、電子番組表(以下「EPG」という。)取得時の消費電力、待機時消費電力及び年間基準EPG取得動作時間から、A又はBに掲げる式により算出した数値である年間消費電力量を整数で、キロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセント以内とする。

A. 録画装置内蔵型テレビ

$$E = \{ (P_o - P_a / 4) \times 1715.5 + (P_{orec} - P_a / 4) \times 146 + P_{rec} \times 146 + P_{epg} \times \text{tepg} + P_s \times (6752.5 - \text{tepg}) \} / 1000$$

この式において、E、P_o、P_a、P_{orec}、P_{rec}、P_{epg}、P_s及びtepgはそれぞれ次の数値を表すものとする。

- E: 年間消費電力量 (単位 キロワット時毎年)
 - P_o: 動作時消費電力 (単位 ワット)
 - P_a: 節電機能による低減消費電力 (単位 ワット)
 - P_{orec}: 動作及び録画時消費電力 (単位 ワット)
 - P_{rec}: 録画時消費電力 (単位 ワット)
 - P_{epg}: EPG取得時の消費電力 (単位 ワット)
 - P_s: 待機時消費電力 (単位 ワット)
 - tepg: 年間基準EPG取得動作時間 (単位 時)
- B. 録画装置内蔵型テレビ以外のテレビ
- $$E = \{ (P_o - P_a / 4) \times 1861.5 + P_{epg} \times \text{tepg} + P_s \times (6898.5 - \text{tepg}) \} / 1000$$

別表第二(第二条関係)

二 テレビジョン受信機

(一) 年間消費電力量

A. ブラウン管テレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからハまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力及び節電機能による低減消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千十七・五時間の積による年間待機時の消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内とする。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視管型のブラウン管を有するものに限る。)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。

イ 動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値とする。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とする。

ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消

この式において、E、P_o、P_A、P_{avg}、P_s及び
tepgはそれぞれ次の数値を表すものとする。

E：年間消費電力量（単位 キロワット時/毎年）

P_o：動作時消費電力（単位 ワット）

P_A：節電機能による低減消費電力（単位 ワット）

P_{avg}：E P G取得時の消費電力（単位 ワット）

P_s：待機時消費電力（単位 ワット）

tepg：年間基準E P G取得動作時間（単位 時）

（別記）測定方法

イ P_o：動作時消費電力（ワット）

① 動作時消費電力は、IEC62087-2:2015 Ed.1.0に規定する動画映像信号の表示時の電力とすること。

② 動画映像信号の入力端子はHDMI端子を基本とすること。ただし、HDMI端子を有しない場合は地上放送波帯信号入力とし、地上放送波帯信号入力も有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。

③ 測定は節電機能が作動しない状態で行うこと。

④ 動画映像信号の消費電力量は、積算電力計を用いて十分間測定した積算電力の値に六を乗じて求めること。

ロ P_A：節電機能による低減消費電力（ワット）

節電機能による低減消費電力は、P_{A1}又はP_{A2}とし、イと同じ方法で測定すること。ただし、次の①又は②に掲げる事項については、①又は②に定める条件で測定すること。なお、①又は②の節電機能が作動している状態の時は、輝度条件（測定条件①i及びiiの測定条件）は適用しない。

① P_{A1}：自動輝度調整機能による低減消費電力（ワット）

費電力を待機時消費電力とする。

ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

ニ イからハまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本産業規格C61001-1（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定）の三・一（一般的状态）に規定する条件の下で行うものとする。

① テレビのコントラスト調整は、イ及びロにおいては、フラットレベル白信号受信時消費電力が最大となるように、ハにおいては、工場出荷時の位置に設定すること。

② テレビの明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。

③ テレビの音声出力は、日本産業規格C61001-1（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定）の四・二・一（試験方法）に規定する設定とする。

④ 衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにするこ

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は自動輝度調整機能を切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とすること。

② P A 2：節電スイッチによる低減消費電力（ワット）

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とすること。

ハ) P 0rec：動作及び録画時消費電力（ワット）

① 動作及び録画時消費電力は、IEC62087-2:2015 Ed.1.0に規定する動画映像信号を表示した状態で内蔵のチューナー一系統と内蔵のHDD又はSSDを用いて番組録画を行っている状態の電力とすること。

② 表示する動画映像信号の入力端子はHDMI端子を基本とすること。ただし、HDMI端子を有しない場合は地上放送波帯信号入力とし、地上放送波帯信号入力も有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。

③ 録画信号の入力端子は地上放送波帯信号入力を基本とすること。ただし、地上放送波帯信号入力を有しない場合は衛星放送波帯信号入力とすること。また、録画信号の映像音声は任意のものとし、HDMI端子を有しない場合で、かつ、内蔵するチューナー数が二つ以上の場合は、表示する動画映像信号と録画信号を異なるチューナーで処理すること。

④ 録画モードは受信したトランスポートストリーム

と。

⑤ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。

ホ イからハまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上波帯信号（アナログ又はデジタル）又はベースバンド信号の入力による測定

i 映像信号は、日本産業規格C六〇一〇一一（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定）の三・二・一（試験映像信号）に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー（七十五／〇／七十五／〇）信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

iii アナログ入力信号は、同規格のC六〇一〇一一の三・三（高周波テレビジョン信号）を用いること。

なお、入力信号レベルは、マイナス三十九デシベル（ミリワット）とすること。

iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル（ミリワット）とすること。

② 衛星放送波帯信号（アナログ又はデジタル）の入力による測定

i 映像信号は、日本産業規格C六〇一〇一一（テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周

信号をそのまま記録するモードとすること。

⑤ 測定は節電機能が作動しない状態で行うこと。

⑥ 動画映像信号の消費電力量は、積算電力計を用いて十分間測定した積算電力の値に六を乗じて求めること。

二 P Rec：録画時消費電力（ワット）

① 録画時消費電力は、リモコンで電源を入れることができる状態で内蔵のチューナー一系統と内蔵のHDD又はSSDを用いて録画を行っている状態の電力とすること。

② 録画信号の入力端子は地上放送波帯信号入力を基本とすること。ただし、地上放送波帯信号入力を有しない場合は衛星放送波帯信号入とすること。また、録画信号の映像音声は任意のものとする。

③ 録画モードは受信したトランスポートストリーム信号をそのまま記録するモードとすること。

④ 測定は節電機能が作動しない状態で測定すること。

ホ P Avg：EPG取得時の消費電力（ワット）

EPG取得時の消費電力は、デジタル放送（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十八号の八に規定するデジタル放送をいう。以下同じ。）用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。

ヘ P S：待機時消費電力（ワット）

① 待機時消費電力は、リモコンで電源を入れることができる状態での消費電力とすること。ただし、リモコンで電源を入れる機能がないものについては、本体の電源スイッチで電源を入れることができる状態での消費電力とすること。

波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定）の三・二・一（試験映像信号）に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー（七十五/〇/七十五/〇）信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とし、PCM変調の変調率を最大変調時のマイナス十八デシベルとすること。

iii アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

iv デジタル入力信号については、十一・七ギガヘルツ十二・ニギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

B. 液晶テレビ及びプラズマテレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからニまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力、節電機能による低減消費電力及び電子番組表（以下「EPG」という。）取得時の消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基

② 日本産業規格C六二三〇一：二〇一六（家庭用電気機器―待機時消費電力の測定方法）で規定する試験条件、測定装置及び手順で測定すること。

ト leg:年間基準E P G取得動作時間（単位 時）

① 年間基準E P G取得動作時間は、一日当たりのE P G取得動作時間に三百六十五を乗じた値とする。

② E P Gデータを取得する局数は東京都を基準とする。

③ テレビを毎日視聴しE P Gを取得していることを基本とすること。

④ E P Gは出荷時にO F Fの設定であっても、E P G取得時の電力量は年間消費電力量の算出に入れること。

チ 測定条件

消費電力の測定は、IEC62087-3:2015 Ed.1.0 (5 Measurement conditions) に規定する条件及び測定装置の下で行うこと。ただし、次の①から⑦までに掲げる事項については、①から⑦までに定める条件で測定すること。

① イからハまでの測定の際に設定する輝度は、機器の最大輝度に応じて次のi又はiiに定める事項のとおりにすること。

i 機器の最大輝度が三百五十カンデラ毎平方メートル未満であるときは、エネルギー消費効率の測定に用いる輝度設定を最大輝度の六十五パーセント以上とすること。

ii 機器の最大輝度が三百五十カンデラ毎平方メートル以上であるときは、エネルギー消費効率の測定に用いる輝度設定を二百二十八カンデラ毎平方

準待機時間七千十七・五時間から年間基準E P G取得動作時間を減じた数値の積による年間待機時の消費電力量を算出し、更にE P G取得時の消費電力と年間基準E P G取得動作時間の積による年間E P G取得時消費電力量を算出し、それらの和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセント以内とする。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限り。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

イ 動作時消費電力は、映像信号として IEC62087Ed.2.0 に規定する IEC62087:2008 video content_DVD_60 又は IEC62087:2008 video content BD のブロードキャストコンテンツのうち垂直周波数が六十ヘルツ用の動画信号（以下「動画映像信号」という。）を用いて動画表示をする際の消費電力の平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号として動画

- ②) メートル以上とすること。
- 最大輝度を測定するときは、次の i から iv までに定める事項のとおりにすること。
- i) ユーザーが選択可能な画質モードの中で最も高輝度となる設定とすること。
 - ii) 自動調整機能を切ること。ただし、自動調整機能を切ることができない機器は画面が最も高輝度となる周辺光をセンサー部に入力すること。
 - iii) 節電スイッチを切ること。
 - iv) 輝度を安定させるため最低十分間ブロードキャストコンテンツを表示した上で、輝度を測定するときの映像信号 IEC62087-2:2015 Ed.1.0 (4.2.2.1 three bar video signal) に切り替え、表示されてから三十プラス・マイナス五秒後に画面中央の輝度を測定すること。
- ③) エネルギー消費効率を測定するときは、次の i から iv までに定める事項のとおりにすること。
- i) 出荷設定 (IEC62087-3:2015 6.3.10.1 Default settings) から輝度を調節する項目以外を調節しなごう。
 - ii) 自動調整機能を切ること。ただし、自動調整機能を切ることができない機器はセンサー部において測定される周辺光条件を②iiの状態から変化させずに電力と輝度の測定を行うこと。
 - iii) 節電スイッチを切ること。
 - iv) 輝度を安定させるため最低十分間ブロードキャストコンテンツを表示した上で、輝度を測定するときの映像信号 IEC62087-2:2015 Ed.1.0 (4.2.2.1 three bar video signal) に切り替え、表示されてから三十プラス・マイナス五秒後に画面

映像信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

二 EPG取得時の消費電力は、デジタル放送用EPGデータ取得動作時の消費電力とする。

ホ イから二までの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本産業規格C 61011 (テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の三・一(一般的状态)に規定する条件の下で行うものとする。

① 液晶テレビにあつては、コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整、プラズマテレビにあつては、コントラスト及び明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。ただし、使用者が最初に電源を入れた時、これらの画質モードを選択できるメニューが表示され、使用者が標準状態モードを選択できる機種にあつては、標準状態(一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態)に設定すること。

② テレビジョン受信機の音声出力は、日本産業規格C 61011 (テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の四・二・一(試験方法)に規

中央の輝度を測定すること。

- ④ イからハまでに掲げる事項の測定の際に設定する音声出力は、日本産業規格C六―一〇―一・一九九八(テレビジョン受信機試験方法)四・二・一に規定されている設定にすること。

- ⑤ イからハまでに掲げる消費電力の測定の際は、BSアンテナの電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFができるものは、OFFにすること。

- ⑥ 電源に一次電池又は蓄電池(以下「バッテリーパック」という。)を使用する機器について、イからハまでに掲げる消費電力の測定を行う場合には、次のiからiiiまでに定める事項のとおりにすること。
- i 機器と共に出荷する外部電源を使用して交流電源に接続すること。
 - ii 着脱可能なバッテリーパックを搭載する機器はバッテリーパックを取り外すこと。
 - iii バッテリーパックを搭載しないと動作が不可能な機器及び着脱不可能なバッテリーパックを内蔵している機器は、バッテリーパックからの電力供給を無効にすること(満充電状態で外部電源から給電すること。バッテリーパックからの電力供給を無効にする、メニュー画面での設定により無効にする等その手段は問わない)。

- ⑦ イからハまでに掲げる消費電力の測定の際は、測定信号切替時及び待機時も含めて受信機の各部温度や処理状態等が安定した上で測定した値を採用すること。

リ
入力信号

消費電力の測定において用いる動画映像信号は、

IEC 62087-2:2015 video content BDのブロードキャスト

定する設定とする。

- ③ 衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにすること。

- ④ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。

イからハまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

- ① 地上波帯信号(アナログ又はデジタル)又はベースバンド信号の入力による測定

- i 映像信号は、動画映像信号を用いること。
- ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

- iii アナログ入力信号は、同規格のC六―一〇―一の三・三の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス三十九デシベル(ミリワット)とすること。
- iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル(ミリワット)とすること。

- ② 衛星放送波帯信号(アナログ又はデジタル)の入力による測定

- i 映像信号は、動画映像信号を用いること。
- ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

- iii 入力信号は、十一・七ギガヘルツ〜十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジ

コンテンツ（四・一・三）のうち垂直周波数六十ヘルツ用の信号とし、信号の入力は、次の①から③までに定める事項のとおりにすること。

① H D M I 端子の入力による測定

H D M I 端子より入力する信号のフォーマットは、一〇八〇i 五十九・九四ヘルツとすること。また、色方式と色深度は Y C b C r 二十四ビットとすること。

② 地上放送波帯信号の入力による測定

地上放送波帯信号は、日本の地上基幹放送局（電波法施行規則第四条第一項第二号の二に規定する地上基幹放送局のうち移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。）を行う基幹放送局を除く。）によるデジタル放送と同一方式の信号を用いること。また、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル（ミリワット）とすること。

③ 衛星放送波帯信号の入力による測定

衛星放送波帯信号は、日本の衛星基幹放送局（電波法施行規則第四条第一項第二十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。）によるデジタル放送と同方式で第一中間周波数帯（B S 右旋用中間周波数の場合、千三十二・二三〜千四百八十八・六九メガヘルツ）に変換された信号を用いること。また、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

(二) 区分名

区分名の表示に際しては、次の表のパネル種類欄、画素数欄に並びそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示

ヨソ放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

(三) 区分名

B. 液晶テレビ及びプラズマテレビ

区分名の表示に際しては、次の表の画素数欄、受信機型

すること。

パネル種類	液晶	有機EL
画素数	2K未満 2K以上4K未満 4K以上	
区分名	a b c d	

備考

- 1| 「2K」とは、垂直方向の画素数が千八十、かつ、水平方向の画素数が千九百二十のものをいう。
- 2| 「4K」とは、垂直方向の画素数が二千百六十、かつ、水平方向の画素数が三千八百四十のものをいう。

		画素数	FHD	受信機型サイズ	十九V型未満	十九V型以上 三十二V型未満	
液晶倍速	液晶ノーマル	左記以外のもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	左記以外のもの	付加機能
							区分名
							DA
							DA1
							DA2
							DA3
							DB
							DB1
							DB2
							DB3
							DC
							DC1
							DC2
							DC3
							DD

サイズ欄、動画表示欄、付加機能欄に応じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

														三十二V型以上															
液晶四倍速又はプラズマ		液晶倍速												液晶ノーマル		液晶四倍速又はプラズマ													
		付加機能を一つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	左記以外のもの	付加機能を一つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を三つ有するもの	左記以外のもの			付加機能を一つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を三つ有するもの											
DH1	DH	DG3	DG2	DG1	DG	DF3	DF2	DF1	DF	DE3	DE2	DE1	DE	DD3	DD2	DD1													

三十二V型以上																			
液晶四倍速又はプラズマ				液晶倍速				液晶ノーマル				液晶四倍速又はプラズマ							
するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	左記以外のもの	するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	左記以外のもの	するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	左記以外のもの	するもの	付加機能を三つ有するもの	付加機能を二つ有するもの	付加機能を一つ有するもの	左記以外のもの
DP3	DP2	DP1	DP	DO3	DO2	DO1	DO	DN3	DN2	DN1	DN	DM3	DM2	DM1	DM				

備考

- 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が千八十以上、かつ、水平方向の画素数が千九百二十以上のもの。
- 2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
- 3 「動画表示」とは、次のものとする。
液晶ノーマル・液晶パネルを用い、一秒間に六十コマ以上百二十コマ未満の静止画を表示するもの
液晶倍速・液晶パネルを用い、一秒間に百二十コマ以上二百四十コマ未満の静止画を表示するもの
液晶四倍速・液晶パネルを用い、一秒間に二百四十コマ以上の静止画を表示するもの
プラズマ・プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの
- 4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、ハードディスク、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

(三) 受信機型サイズの表示に際しては、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値を表示すること。

(四) 〳(六) 「略」

(四) 〳(六) 「同上」

(三) 受信機型サイズの表示に際しては、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値を表示すること。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和●●年●●月●●日から施行する。

(経過措置)

2 令和●●年●●月●●日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。